

平成24年9月20日



家庭内における子どもの事故の防止について（注意喚起）

子どもは身体の成長とともに活動範囲が広がり、周りのものに広く興味をもつようになりますが、身体的にも感覚的にも発達の途中であり危険に対する認識や知識も不十分なため、事故にあう危険性が高くなり、家庭内においても多くの事故が発生しています。

NITE製品安全センターに通知された製品事故（※1）のうち、0～14歳の子どもが被害にあった事故（以下「子どもの事故」という※2）は、平成19年度から23年度の5年間に1,011件（※3）ありましたが、家庭内と家庭外で発生する事故（※4）では性質等が大きく異なることから、今回は、家庭内で起きた事故500件を対象として分析することとしました。

事故を製品別にみると「玩具」は137件、「いす（乳児用）」は15件、「ほ乳びん」は11件等ありました。また事故を被害状況別にみると、死亡事故は7件、重傷事故は67件、軽傷事故は295件で人的被害は合計369件ありました。

また、人的被害のあった369件を被害別にみると、やけど88件、裂傷60件、挟まり47件、打撲41件等が発生しており、発生状況を被害別に分析すると、次のような事故が多く発生しています。

（1）乳幼児（0～3歳）

- ・電気湯沸器、ガスふろがま等で大人が出した熱湯に触れ、または湯沸器に触れていて子どもがやけどを負った。
- ・ストーブ等熱い物に長く触れたり、蒸気吹き出し口等に触れてやけどを負った。
- ・ドア等の隙間で指を挟み、裂傷等を負った。
- ・いすや机等から転落してけがを負った。

（2）幼児（4～6歳）

- ・幼児用人形等の隙間に指を挟んで裂傷を負った。

（3）小中学生（7～14歳）

- ・ヘアドライヤーの電源コード、電気製品の電池パック等がショートしてやけどを負った。

子どもの事故は、子ども自身が起こす事故だけでなく、大人が関わる事故もあります。周囲の大人が気を付けることで防げる事故も多くあり、家庭内で過ごすことが多くなる季節を迎え、特に保護者の方に注意していただくことで事故を防止するため、注意喚起を行うこととしました。

（※1）消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故及び、非重大事故やヒヤリハット（被害なし）を含む。

(※2) 子どもの事故の年齢範囲は、0～14歳までとする。

(ISO/IECガイド50安全側面「子どもの安全の指針」より)

(※3) 平成24年7月31日現在、重複、対象外情報を除いた件数で、事故発生日に基づき集計。

(※4) 家庭外の事故では乳母車や自転車等の事故が多く発生している。

1. 家庭内の子どもの事故について

(1) 被害状況及び年度別事故発生件数について

子どもの事故は平成19年度から平成23年度の5年間で1,011件発生しています。このうち511件(50.5%)が家庭外で発生した事故で、500件(49.5%)が家庭内の事故です。

分析に当たっては、家庭内で過ごすことが多くなる季節を迎えて、今回は家庭内の事故500件を対象に行うこととしました。

年度別事故発生件数及び被害状況を図1に示します。平成19年度の133件をピークに減少傾向にあります。平成23年度においても63件の事故が発生しています。

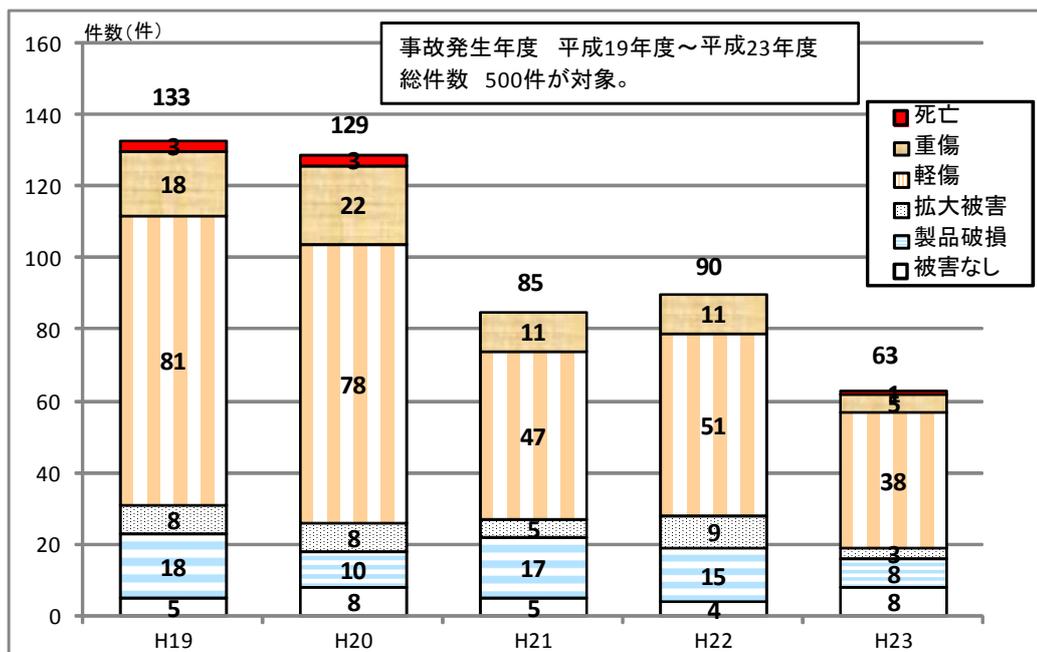


図1 年度別事故発生件数及び被害状況

(2) 事故の原因と被害について

家庭内の子どもの事故の事故原因区分別発生件数を図2に示します。

設計、製造又は表示に問題のあった、または経年劣化による「製品に起因する事故（事故原因区分A、B、C、G3）」は205件（41.0%）です。施工、修理等に問題があったまたは誤使用や不注意による「製品に起因しない事故（事故原因区分D、E及びF）」は148件（29.6%）となっており、一般的な製品事故に比べると誤使用や不注意による事故比率が高くなっている特徴があります。

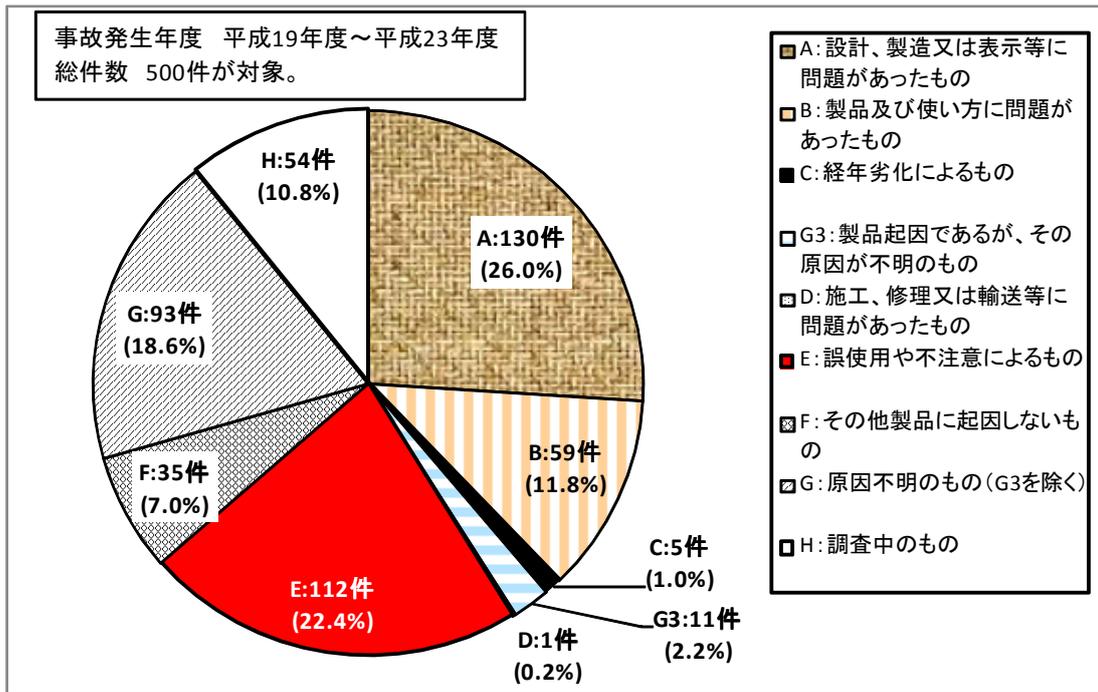


図2 事故原因区分別発生件数

家庭内の子どもの事故の事故原因区分別被害状況を表1に示します。

「A：設計、製造又は表示等に問題があったもの」が130件と最も件数が多くなっており、使い方等に関する「B：製品及び使い方に問題があったもの」、「E：誤使用や不注意によるもの」、「F：その他製品に起因しないもの」で人的被害を伴う事故の割合が高くなっています。

表1 事故原因区分別被害状況 (※5)

被害状況		人的被害			物的被害		被害なし	合計
		死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
製品に起因する事故	A:設計、製造又は表示等に問題があったもの	1 (1)	9 (9)	70 (71) [1]	4	41	5	130 (84) [1]
	B:製品及び使い方に問題があったもの		9 (9)	41 (42)	2	5	2	59 (51) [0]
	C:経年劣化によるもの		1 (1)	3 (3)		1		5 (4) [0]
	G3:製品起因であるが、その原因が不明のもの		1 (1)	3 (3)	4	2	1	11 (4) [0]
製品に起因しない事故	D:施工、修理、又は輸送等に問題があったもの		1 (1)					1 (1) [0]
	E:誤使用や不注意によるもの	1 (1)	20 (20)	71 (71)	7	9	4	112 (92) [0]
	F:その他製品に起因しないもの	2 (2)	7 (7)	21 (23)	3	1	1	35 (32) [0]
G:原因不明のもの (G3を除く)		2 (2) [2]	6 (6)	65 (66) [1]	6	5	9	93 (74) [3]
H:調査中のもの		1 (2)	13 (13)	21 (24) [2]	7 [3]	4	8	54 (39) [5]
合計	事故件数 被害者数 火災件数	7 (8) [2]	67 (67) [0]	295 (303) [4]	33 (0) [3]	68 (0) [0]	30 (0) [0]	500 (378) [9]

(※5) 平成24年7月31日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害(「死亡」、「重傷」、「軽傷」と同時に物的被害(「拡大被害」や「製品破損」)が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物等にも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

なお、A区分130件のうち、玩具が58件を占める。

(3) 事故・製品別被害状況について

家庭内の子どもの事故・製品別被害状況を表2に示します。

火災等、大人が使って子どもが巻き込まれる事故を含め、被害状況は死亡事故が7件、重傷事故が67件、軽傷事故が295件あり、事故総件数500件の半数以上が人的被害に至る事故となっています。

また、製品別の事故発生件数では、玩具による事故が最も多くなっており、その中でも人形型玩具、乳幼児用玩具、ビーズ型玩具が多くなっており、室内遊具では、折り畳み式すべり台の隙間に指を挟む事故やブランコの部品が刺さる、ジャングルジムから落下する等の重傷事故が発生しています。

また、乳幼児用いすでは、指の挟み込みや落下の重傷事故が発生しています。

表2 家庭内の子どもの事故・製品別被害状況 (※6)

被害状況	人的被害			物的被害		被害なし	合計
	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損		
玩具	1	6	78	6	34	12	137
人形型玩具			18				18
乳児用玩具			9	1	4	2	16
ビーズ型玩具			12				12
ふろ用いす玩具	1	1	3				5
室内遊具		4					4
ラジオコントロール玩具		1		1			2
その他(玩具)			35	3	30	10	78
いす(乳幼児用)		3	9			3	15
電気湯沸器		3	8				11
ほ乳びん			11				11
扉(折れ戸)		2	8				10
電気ストーブ	1		5	3			9
ガスふろがま		2	5			1	8
鉛筆削り機			2	1	4	1	8
二段ベッド			3		4		7
ガスこんろ	1		2	3			6
ドア		4	2				6
石油ストーブ	1		2	2			5
その他	3	47	160	18	26	13	267
合計	7	67	295	33	68	30	500

(※6) 平成24年7月31日現在、重複、対象外情報を除いた件数。

被害状況別で、人的被害(「死亡」、「重傷」、「軽傷」と同時に物的被害(「拡大被害」や「製品破損」)が発生している場合は、人的被害のより重篤な分類でカウントし、物的被害には重複カウントしない。また、()の数字は被害者数。製品本体のみの被害(製品破損)にとどまらず、周囲の製品や建物等にも被害を及ぼすことを「拡大被害」としている。

(4) 事故の年代別被害者数について

家庭内の子どもの事故で人的被害のあった378人(369件)のうち、被害者の年代が判明した354人(345件)について、年代別被害者数を図3に示します。乳幼児(0~3歳)において事故の発生件数及び重傷者が多くなっています。

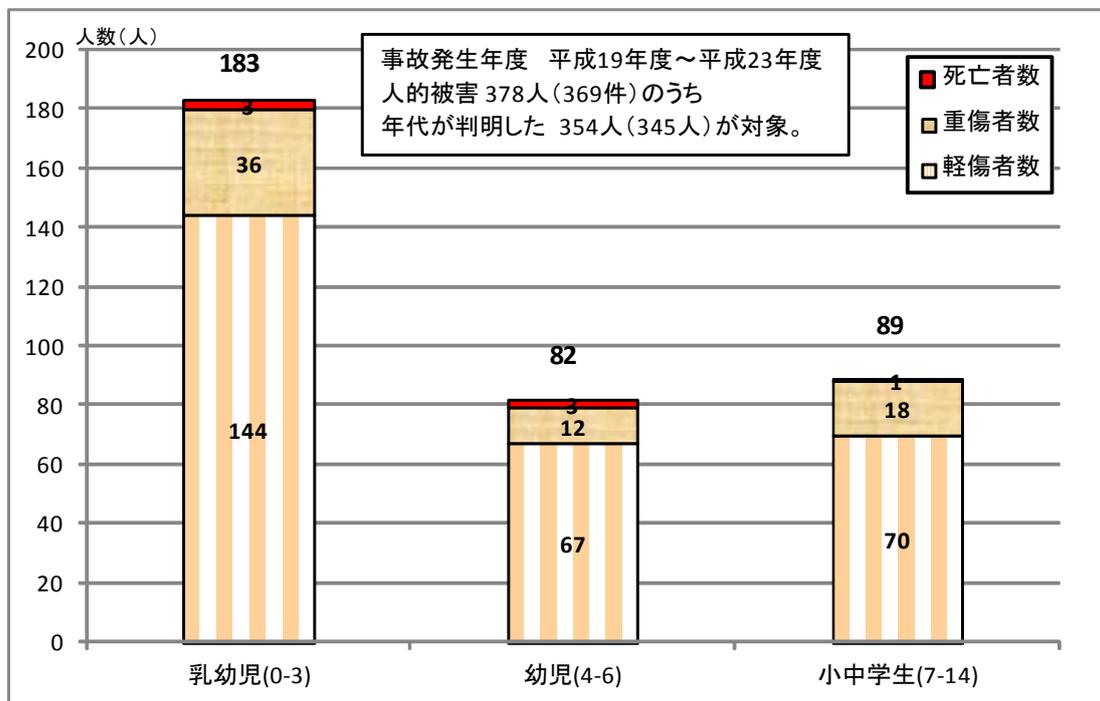


図3 年代別被害者数

(5) 事故の被害別事故件数について

人的被害のあった369件の事故の被害状況別事故件数を表3に示します。やけど88件、裂傷60件、挟まり47件、打撲41件等が発生しています。

表3 被害状況別事故件数

被害状況	死亡	重傷	軽傷	総計
やけど		25	63	88
裂傷		9	51	60
挟まり	1	3	43	47
打撲		6	35	41
炎症		1	19	20
擦過傷		1	11	12
耳に入り、取り出せず			12	12
切り傷			11	11
骨折		5	4	9
切断		7	2	9
爪の剥がれ		4	3	7
一酸化炭素中毒	3		4	7
窒息	1			1
死亡(不明)	2			2
その他		6	37	43
総計	7	67	295	369

人的被害のあった369件の事故のうち、被害者の年代の判明した345件について年代別に被害状況を示します。

乳幼児(0~3歳)が人的被害を負った事故180件について、現象別被害状況を表4に示します。

表4 乳幼児(0~3歳)の事故の現象別被害状況

現象の内容	被害状況	人的被害			合計
		死亡	重傷	軽傷	
①電気湯沸器、ガスふろがま等で大人が熱湯を出した。または湯沸器に子どもが触れていてやけどを負った。			8 (8)	13 (13)	21 (21)
②ストーブ等熱い物に長く触れたり、蒸気吹き出し口等に触れてやけどを負った。			5 (5)	10 (10)	15 (15)
③ドア等の隙間で指を挟み、裂傷等を負った。			3 (3)	11 (11)	14 (14)
④いすや机等から転落してけがを負った。		1 (1)	2 (2)	10 (10)	13 (13)
⑤その他		2 (2)	18 (18)	97 (100)	117 (120)
合計	事故件数 被害者数	3 (3)	36 (36)	141 (144)	180 (183)

幼児（４～６歳）の事故７９件について、現象別被害状況を表５に示します。

表５ 幼児（４～６歳）の現象別被害状況

現象の内容	被害状況	人的被害			合計
		死亡	重傷	軽傷	
①幼児用人形等の隙間に指を挟んで裂傷を負った。				11 (11)	11 (11)
②いすや玩具で裂傷を負った。				8 (8)	8 (8)
③玩具や衣服に触れていて炎症をおこした。				8 (8)	8 (8)
④ビーズ型玩具が耳に入りとれなくなった。				6 (6)	6 (6)
⑤その他		2 (3)	12 (12)	32 (34)	46 (49)
合計	事故件数 被害者数	2 (3)	12 (12)	65 (67)	79 (82)

小中学生（７～１４歳）の事故８６件について現象別被害状況を表６に示します。

表６ 小中学生（７～１４歳）の事故の現象別被害状況

現象の内容	被害状況	人的被害			合計
		死亡	重傷	軽傷	
①ヘアドライヤーの電源コード、電気製品の電池パック等がショートしてやけどを負った。				10 (10)	10 (10)
②ふろがま等でお湯を温めすぎ、または付属の給湯器シャワーのお湯でやけどを負った。			2 (2)	3 (3)	5 (5)
③調理中にガスコンロ等でやけどを負った。				4 (4)	4 (4)
④その他		1 (1)	16 (16)	50 (53)	67 (70)
合計	事故件数 被害者数	1 (1)	18 (18)	67 (70)	86 (89)

(6) 事故の状況について

家庭内の子どもの事故で人的被害のあった369件の事故のうち、被害者の年代の判明した345件について、事故の状況別事故件数を4つのタイプに分け、製品別に表7に示します。

タイプAは、基本的に大人向けに設計された一般製品（※7）を、大人が使用中に、側にいた子どもが被害にあった事故で、ガス給湯器で浴槽にお湯を入れ、高温の湯がはられ、子どもがやけどを負った等、124件（35.9%）と最も多くなっています。

タイプBは、一般製品を子供が使用中に、子ども自身が被害にあった事故で、子どもがヘアドライヤーを使用中、電源コードが半断線し、ショートしてやけどを負った等、84件（24.3%）あります。

タイプCは、子ども用製品を大人が使用させて子どもが被害にあった事故で、幼児用のいすにベルトをせずに子どもを座らせ、目を離れた瞬間に子どもが落下した等、86件（24.9%）あります。

タイプDは、玩具等の子ども用製品を子どもが使用中に、子ども自身が被害にあった事故で、人形型玩具の隙間に指を挟んだ等、51件（14.8%）あります。

タイプA及びタイプC等、大人の使用方法に関わる子どもの事故は、大人の周囲にいる時間の長い、3歳未満の子どもに多く発生している特徴があります。

特に、事故の多い0～3歳までの乳幼児等、大人自身の注意で防げる子どもの事故（タイプA及びC）が6割（210件）を占めることが子どもの事故の特徴といえます。

表7 状況別事故件数

	乳幼児 (0～3歳)	幼児 (4～6歳)	小中学生 (7～14歳)	合計
タイプA: 一般製品を大人が使用中に、周囲の子どもが被害	84	21	19	124
熱湯でやけど(電気湯沸器、電気給湯器、ガスふろがま等)	21		1	22
高温部でやけど(電気ストーブ、炊飯器等)	13	1	1	15
指に裂傷(扉(折れ戸)等)	8	1		9
転落して打撲(いす、本棚)	2			2
その他	40	19	17	76
タイプB: 一般製品を子どもが使用中に、子どもが被害	13	21	50	84
コード等のショートでやけど(ヘアドライヤー、電池等)		1	7	8
指に裂傷(いす、扉(折れ戸)等)	2	3	1	6
熱湯でやけど(ガスふろがま等)			4	4
調理中にやけど(ガスコンロ、フライパン等)			4	4
転落して打撲(手すり用固定金具、花台)	2	1		3
炎症(スカーフ、乾電池)		2	1	3
その他	9	13	34	56
タイプC: 子ども用製品を大人が使用させ、子どもが被害	71	8	7	86
転落して打撲(いす(乳児用)、乳児用ベッド等)	9			9
唇の挟まり(ほ乳びん)	8			8
指に裂傷(いす(乳児用)、乳幼児用玩具)	4	1		5
炎症(乳幼児用衣類)		1		1
その他	50	6	6	62
タイプD: 子ども用製品を子どもが使用中に、子どもが被害	12	29	10	51
指の挟まり(幼児用人形)	6	11		17
耳に入った(ビーズ型玩具)	1	6	2	9
炎症(玩具(スティック発光体)等)		5	2	7
指に裂傷(玩具(ミニカー))		2		2
その他	5	5	6	16
合計	180	79	86	345

(※7) 一般製品：大人用に設計された製品

子ども用製品：子ども用に設計された製品

2. 事故事例の概要について

家庭内の子どもの事故について、現象別に事例を示します。

(1) 乳幼児（0～3歳）の事故

- ① 電気湯沸器、ガスふろがま等（※8）で大人が出した熱湯に触れ、または湯沸器に触れていて子どもがやけどを負った。

○平成20年7月1日（東京都、0～3歳・女性、重傷）

（事故内容）

ガス給湯器のリモコンで差し湯用のスイッチを押して浴槽にお湯を入れたところ、高温の湯がはられ、そこに幼児を抱え上げて入れたため、やけどを負った。

（事故原因）

使用者が湯をはる際に、誤って差し湯の追い焚きをしてしまい、浴槽に高温の湯が溜められて、浴槽の温度を確認せずに幼児を浴槽内に抱えて入れたためと推定される。

- ② ストーブ等（※9）熱い物に長く触れたり、蒸気吹き出し口等に触れてやけどを負った。

○平成21年10月23日（大阪府、0～3歳・女性、重傷）

（事故内容）

スチーム式加湿器を使用中、乳児がやけどを負った。

（事故原因）

加湿器を床に置いて使用していたため、乳児が蒸気吹出口に触れて手にやけどを負ったと推定される。

なお、取扱説明書には、「幼児の手の届くところや、不安定な場所では使わない。」「蒸気吹出口にさわらない、顔等を近づけない。」旨、記載されていた。

- ③ ドア等（※10）の隙間で指を挟み、裂傷等を負った。

○平成20年10月28日（静岡県、0～3歳・男性、重傷）

（事故内容）

親がクローゼットに設置された内装用折れ戸を開けて中のものを取り出しているときに、幼児が戸の折部の隙間に手をかけていることに気付かず、戸を閉めた際に幼児の左手小指が挟まり、裂傷を負った。

（事故原因）

親が幼児の指が戸の折部の隙間にあることに気づかず、戸を閉めたものと推定した。

- ④ いすや机等（※11）から転落してけがを負った。

○平成22年1月8日（東京都、0～3歳・男性、軽傷）

（事故内容）

ラック兼用いすをいす状態にセットし、ベルトを装着せずに乳児を座らせたところ、目を離した間に乳児が落下した。

（事故原因）

保護者が、乳児にベルトを装着しないで座らせたまま、目を離した際に、乳児が動いて落下したものと推定される。

なお、取扱説明書には、「使用の際は必ず股ベルト、腰ベルトを使用すること、必ず保護者の目の届くところで使用する」旨、記載されていた。

(2) 幼児（4～6歳）の事故

◎ 幼児用人形等（※13）の隙間に指を挟んで裂傷を負った。

○平成21年4月3日（茨城県、4～6歳・男性、軽傷）

（事故内容）

幼児が人形で遊んでいたところ、人形の脚の隙間に右手中指を挟まれて軽傷を負った。

（事故原因）

人形（ロボット型）の脚の内側に指が入る隙間（凹み）があり、膝関節を動かすとすき間が狭くなることから、遊んでいる最中に脚内側の隙間で指を挟んでけがを負ったものと推定される。

(3) 小中学生（7～14歳）の事故

◎ ヘアドライヤーの電源コード、電気製品の電池パック等のショート（※14）してやけどを負った。

○平成20年9月24日（静岡県、7～14歳・女性、軽傷）

（事故内容）

使用中のドライヤーの電源コードから火花が散って、腹部にやけどを負った。

（事故原因）

電源コード全体にねじれが見られることから、ねじれ、屈曲等の繰り返しにより、コードの芯線が疲労断線して発熱し、芯線間がスパークしたものと推定される。

なお、取扱説明書には「コードに無理な力を加えない。本体に巻き付けない。」旨、記載されていた。

3. 子どもの事故の防止について

子どもは、大人と比較すると身体機能、生理機能、心理特性、感覚機能、生活構造が異なり（別紙2参照）、身体の成長とともに活動範囲が広がり、さまざまなものに興味を持つ一方で、危険に対する認識、知識も十分もっていないことから、事故の被害者になりやすくなっています。子どもの事故を防止するために、特に保護者の方は、子どもの年齢、成長の状況に応じて次の点に注意してください。

(1) 乳幼児（0～3歳）の事故の防止

①電気湯沸器、ガスふろがま等（※8）の熱湯に触れてやけど

温度コントロールできる電気湯沸器、ガスふろがま等であっても、不意に熱湯が出る場合があります。入浴する際等、乳幼児がお湯に接する際には、先に保護者が温度を確かめてください。特に乳幼児での事故が多くなっています。

（※8）電気湯沸器、ガス湯沸器、電気給湯器、シャワーヘッド等

②ストーブ等（※9）の高温部に触れてやけど

乳幼児は、熱さに対する感覚が未発達な為、ストーブ等の熱い物に長く触れてしまう。また、白い蒸気等に興味を示し、スチーム式加湿器の湯気や炊飯器の湯気に触れてやけどを負うことがありますので、子どもの手の届かない場所に置く、触れないように柵を設ける等、気をつけてください。特に乳幼児のいる家庭では、熱い水蒸気を出さない加湿器や、水蒸気の温度を下げて排出する炊飯器を使用すること等も推奨されます。

（※9）石油ストーブ、電気くん蒸殺虫器、スチーム式加湿器、炊飯器等

③ドア等（※10）の隙間への指、身体の挟み込み

子どもは、ドア等の隙間で指を挟んでしまうことがあります。特に、大人が戸を閉める際に巻き込んでしまうことが多くあるので、周囲に子どもがいる際には十分注意してください。

さらに、子どもは身体が小さく、思わぬ隙間に入り込み、胴体が挟まり重傷を負うこともあります。特に、乳幼児がいる家庭では、ベッドや家具等の隙間にも注意してください。

（※10）ドア、扉（折れ戸）、いす（乳児用）等

④いすや机等（※11）から転落

つかまり立ちから、よちよち歩きができるようになると、いすやタンス、本棚等の高いところに登ったり、つかまったりしますが、転落したり、倒れた家具の下敷きになる場合もあります。家具等は固定するか、つかまれる場所に配置しない。また、家具の周辺は片付けて、頭や体をぶつけても、重傷な事故には至らないように注意してください。

また、乳児用のいすでは乳児が転落しないように、取扱説明書に従ってベルト等を装着してください。

(※11) いす（乳児用を含む）、机、本棚、タンス等

⑤調理器具等（※12）、大人が使用中の製品での事故【削除】

調理器具等を大人が使用中に、側にいた乳幼児が被害にあった事故が、多く発生しています。電子レンジから温めた物を取り出す時に突沸、破裂し子どもにかかった、圧力鍋の蓋等の重いものが落下して、側にいた子どもに当たった等の事故も発生しています。乳幼児がそばにいる時の行動には、特に注意してください。

(※12) 電子レンジ、電気ポット、圧力鍋、加熱式湯たんぽ等

(2) 幼児（4～6歳）の事故の防止

○幼児用人形等（※13）による事故

幼児用人形等を与える際には、リコール製品に該当していないか（NITEHP参照）、対象年齢に合っているか、指を挟みそうな隙間や傷を負いそうなバリはないか等、事前に確認してください。特に、対象年齢よりも低い年齢の子どもに遊ばせて事故になる場合が多くあります。さらに、幼児の場合は、保護者が取扱説明書をきちんと読み、使用上の注意を守るよう子どもと共に、気をつけてください。また、玩具等に触れてアレルギーを発症することがあります。異常がみられた場合には、使用を中止してください。

日本玩具協会は形状や強度、材料の安全性等で基準に合格した玩具にST（セーフティ・トイ）マークを付けています（別紙3）。

(※13) 幼児用人形、乳幼児用玩具（ビーズ型玩具、おしゃぶり）、玩具（スティック発光体）等

(3) 小中学生（7～14歳）の事故の防止

○ヘアドライヤーや電池、ガスふろがま、調理器具等（※14）でのやけど等、大人向けの製品による事故

小中学生（7～14歳）になると、大人向けに設計された一般製品に触れる機会が多くなります。ヘアドライヤーや電池、ガスふろがま、調理器具等でのやけど等、小中学生が初めて使用する際には、取扱説明書を一緒に読み、一緒に使う等、安全な使いや保管方法を確認してから、使用するよう注意してください。ヘアドライヤーの電源コードが半断線やショートし、発生した熱でやけどをした事故等が発生しています。

(※14) ヘアドライヤー、電池、ガスふろがま、調理器具、暖房器具等

また、製品に起因する事故については、社告・リコールの対策がとられているものがあります。使用している製品が社告・リコールされていないか、NITEのHPで確認してください。

○本文中では、事故原因区分を以下の表のように対応させています。

	区分記号	事故原因区分	本文表記
製品に起因する事故	A	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの	設計、製造又は表示等に問題があったもの
	B	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの	製品及び使い方に問題があったもの
	C	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの	経年劣化によるもの
	G3	製品起因であるが、その原因が不明のもの	製品起因であるが、その原因が不明のもの
製品に起因しない事故	D	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの	施工、修理、又は輸送等に問題があったもの
	E	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの	誤使用や不注意によるもの
	F	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの	その他製品に起因しないもの
	G	原因不明のもの(G3は除く)	原因不明のもの(G3は除く)
	H	調査中のもの	調査中のもの

子どもの身体、生活構造等

(1) 身体機能

- ・運動機能未発達（不十分）
- ・身長、体重の増加
- ・関節の可動域拡大

○発達に従って、注意するものが変化

（布団等の柔らかいものによる窒息から、滑り台やブランコ等による転落、打撲まで）

(2) 生理機能

- ・排泄機能が未発達（不十分）
- ・体温調節機能が未発達（不十分）
- ・睡眠時間が長く、眠りが深い

○適切な室温管理が必要、通常の警報機では目を覚まさない

(3) 心理特性

- ・新しいものに興味を示す
- ・行動範囲とともに興味の範囲が広がる

○なんでも口に入れる、手を突っ込む、穴に入る、高いところに登る、高いところにあるものをとろうとする等

(4) 感覚機能

- ・温熱感覚機能が未発達（不十分）
- ・視覚・聴覚・嗅覚・触覚等が未発達（不十分）

○熱いもの、危ないものが判別できない

(5) 生活構造

- ・行動範囲が徐々に広がる

○危険な場所が徐々に拡大

以上、ISO/IECガイド50安全側面「子どもの安全の指針」を参考にNITE作成。

◆乳児とは、0歳のもの、幼児とは1歳から6歳の小学校就学まで
（母子健康法）

玩具安全 (ST) マークについて

- ・ 社団法人日本玩具協会が1971年に「おもちゃの安全基準」を制定し、形状や強度、さらには材料の安全性等、この基準に合格した玩具に「ST (セーフティ・トイ) マーク」が付けられています。
- ・ 基準の検査では、おもちゃの先端が鋭くないか、子どもものどを通らないか、身につけるものでは燃えやすい材質になっていないか、有害な材質が使われていないか (食品衛生法玩具規制のほか、ISO8124 (玩具安全国際基準) 等も検査項目に取り入れられています) といったことが検査されています。
- ・ STマークは、ST基準に適合すると認められた玩具のパッケージや本体に表示されます。また、STマーク付の玩具には注意表示とともに、日本玩具協会が定める絵記号に注意表示マークがついています。
- ・ STマークの有効期間は購入から2年間です。
- ・ STマーク付玩具で万一事故が起こった場合に、企業が支払う損害賠償に対する保証制度を設けています。



以 上